

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

|                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| 目次                                   | ページ |
| 告示                                   |     |
| 自然環境保全地域の指定の一部改正(八二二、八二四・自然保護課)      | 1   |
| 自然環境保全地域の区域内に特別地区を指定の一部改正(八二五・自然保護課) | 1   |
| 鳥獣保護区特別保護地区の指定の一部改正(八二六、八二七・自然保護課)   | 1   |
| 休猟区の指定の一部改正(八二八、八二九・自然保護課)           | 2   |
| 銃猟禁止区域の指定の一部改正(八三〇、八三一・自然保護課)        | 2   |

## 告 示

秋田県告示第八百二十一号  
 自然環境保全地域の指定(昭和四十九年秋田県告示第六百五十一号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。  
 平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺田典城  
 表秋田県冬師自然環境保全地域の項中、「由利郡仁賀保町」を「にかほ市」に改める。  
 表以外の部分中、「由利郡仁賀保町役場」を「にかほ市役所」に改める。

秋田県告示第八百二十二号  
 自然環境保全地域の指定(昭和五十年秋田県告示第一百一号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。  
 平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺田典城  
 表秋田県保呂羽山自然環境保全地域の項中、「平鹿郡」を「横手市」に改める。

表以外の部分中、「平鹿郡大森町役場」を「横手市役所」に改める。

秋田県告示第八百二十三号  
 自然環境保全地域の指定(昭和五十二年秋田県告示第五百六十号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。  
 平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺田典城  
 表中「平鹿郡山内村」を「横手市山内」に改める。  
 表以外の部分中、「秋田県環境保健部自然保護課及び平鹿郡山内村役場」を「秋田県生活環境文化自然保護課及び横手市役所」に改める。

秋田県告示第八百二十四号  
 自然環境保全地域の指定(昭和五十六年秋田県告示第六十四号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。  
 平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺田典城  
 表秋田県金峰山自然環境保全地域の項中、「平鹿郡平鹿町醍醐字嶽平地獄沢」を「横手市平鹿町醍醐字岳平地獄沢」に改める。

秋田県告示第八百二十五号  
 自然環境保全地域の区域内に特別地区を指定(昭和五十三年秋田県告示第二百四十四号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。  
 平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺田典城  
 表中「平鹿郡」を「横手市」に改める。  
 表以外の部分中、「秋田県環境保健部自然保護課及び平鹿郡大森町役場」を「秋田県生活環境文化自然保護課及び横手市役所」に改める。

秋田県告示第八百二十六号  
 鳥獣保護区特別保護地区の指定(平成十三年秋田県告示第六百五十二号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。  
 平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺田典城  
 表中「及び国道、町道」を「並びに国道及び市道」に改める。

## 秋田県告示第八百二十七号

鳥獣保護区特別保護地区の指定(平成十六年秋田県告示第八百五十八号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。

平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺田典城

表田沢湖鳥獣保護区特別保護地区の項中、「国有林秋田森林管理署田沢湖事務所事業区六十六林班」を「東北森林管理局雄物川森林計画区秋田森林管理署三千六十六林班」に、「国有林秋田森林管理署事業区百六十二林班」を「同署千六百六十二林班」に改め、表姫神鳥獣保護区特別保護地区の項中、「秋田県雄物川地域森林計画区大仙市四十二林班」を「秋田県雄物川地域森林計画区大曲市四十二林班」に改め、表滝ノ沢鳥獣保護区特別保護地区の項中、「平鹿郡大森町」を「横手市」に改め、表栗駒鳥獣保護区特別保護地区の項中、「国有林秋田森林管理署湯沢支署事業区十三林班へ小班」を「東北森林管理局雄物川森林計画区秋田森林管理署湯沢支署千十三林班へ小班」に、「国有林秋田森林管理署湯沢支署事業区四十九林班及び五十林班」を「同支署千四十九林班及び千五十林班」に改める。

## 秋田県告示第八百二十八号

休猟区の指定(平成十五年秋田県告示第八百九十五号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。

平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺田典城

表院内休猟区の項中、「由利郡仁賀保町」を「にかほ市」に、「町道六千三百九号線」を「市道六千三百九号線」に、「同町道」を「同市道」に、「町道中野畑線」を「市道中野畑線」に、「町道二千八百六号線」を「市道二千八百六号線」に、「町道田抓畑一号線」を「市道田抓畑一号線」に、「町道八千五百三十号線」を「市道八千五百三十号線」に、「町道寺田水沢線」を「市道寺田水沢線」に、「町道上小国水沢線」を「市道上小国水沢線」に、「町道中学校上小国二号線」を「市道中学校上小国二号線」に改め、表北ノ沢休猟区の項中、「平鹿郡」を「横手市」に、「の町道大沢二井山線」を「の市道大沢二井山線」に、「同町と」を「同市と」に、「町道大沢二井山線との」を「同市道との」に、「同町道」を「同市道」に改め、表大倉沢休猟区の項中、「平鹿郡山内村」を「横手市山内」に改める。

## 秋田県告示第八百二十九号

休猟区の指定(平成十六年秋田県告示第八百五十九号)の一部を次のように改正

し、平成十七年十月一日から施行する。

平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺田典城

表小滝休猟区の項中、「由利郡金浦町」を「にかほ市」に、「町道大竹象潟線」を「市道大竹象潟線」に、「町道小滝長岡線」を「市道小滝長岡線」に、「同町道」を「同市道」に、「町道上浜上郷線」を「市道上浜上郷線」に、「町道上浜内郷線」を「市道上浜内郷線」に、「町道鳥屋森二号線」を「市道鳥屋森二号線」に、「町道関上郷線」を「市道関上郷線」に、「町道長坂線」を「市道長坂線」に、「町道荒屋妻狐森線」を「市道荒屋妻狐森線」に、「町道浜山線」を「市道浜山線」に、「町道湯見町線」を「市道湯見町線」に、「町道能因島線」を「市道能因島線」に、「町道大飯郷線」を「市道大飯郷線」に、「町道向山線」を「市道向山線」に改め、表黒森山休猟区の項中、「進み県道花巻大曲線」を「進み同県道」に、「平鹿郡山内村」を「横手市」に、「同町と横手市との境界との交点に至り、同境界を北西に進み同町と同市との境界との交点に至り、同境界を西進し」を「及び同境界に沿って進み」に改め、表戸波休猟区の項中、「平鹿郡」を「横手市」に、「と同町」を「と同市」に、「同町と同市杉沢と駒形町との境界に至り、同境界を北西に進み同郡増田町と同市と同郡十文字町との境界」を「横手市増田町と十文字町との境界との交点」に改め、表白木峠休猟区の項中、「平鹿郡山内村」を「横手市山内」に改め、表松ヶ沢休猟区の項中、「平鹿郡増田町」を「横手市」に改める。

## 秋田県告示第八百三十号

銃猟禁止区域の指定(平成十五年秋田県告示第八百九十六号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。

平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺田典城

表象潟金浦銃猟禁止区域の項中、「由利郡金浦町」を「にかほ市」に、「町道赤石前川線」を「市道赤石前川線」に、「同町道」を「同市道」に、「町道金浦大竹線」を「市道金浦大竹線」に、「町道前川中央線」を「市道前川中央線」に、「町道前川象潟二号線」を「市道前川象潟二号線」に、「町道大飯郷線」を「市道大飯郷線」に、「町道川尻岡ノ谷地線」を「市道川尻岡ノ谷地線」に、「町道金浦中央線」を「市道金浦中央線」に、「町道赤石川向線」を「市道赤石川向線」に改め、表阿気銃猟禁止区域の項中、「平鹿郡大雄村」を「横手市大雄」に、「同村と大曲市」を「同市と大曲市」に改める。

## 秋田県告示第八百三十一号

銃猟禁止区域の指定(平成十六年秋田県告示第八百六十号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。  
平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

表黒川銃猟禁止区域の項中「由利郡金浦町」を「にかほ市」に、「町道大谷地金田線」を「市道大谷地金田線」に、「町道黒川小出線」を「市道黒川小出線」に、「町道」を「同市道」に、「町道八二二一号線」を「市道八二二一号線」に、「町道〇三三八号百目木線」を「市道〇三三八号百目木線」に、「町道六日市山ノ田線」を「市道六日市山ノ田線」に改める。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)876600  
FAX(0863)000505  
E-mail:matsubara@matsubarainsetsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄